

※本案件は2017年3月8日に公示しましたが選定に至らず再公示します。

公示番号：170036

国 名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案 件 名：コメ振興支援計画プロジェクト（農業機械）

1. 担当業務、格付等

(1) 担 当 業 務：農業機械

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年11月中旬まで

(2) 業務 M/M：国内0.5M/M、現地3.5M/M、合計4.0M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地調査期間 整理期間

5日 105日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：4月12日(12時まで)

(4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5)評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月25日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等：

1)業務実施の基本方針 16点

2)業務実施上のバックアップ体制 4点

(2)業務従事者の経験能力等：

1)類似業務の経験 40点

2)対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点

3)語学力 16点

4)その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	農業機械に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：基本的に日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられておりませんが、緊急時の周辺国への出国に備えてイエローカードの持参が強く奨励されます。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追付かず、消費量の7~8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稻作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(穀換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稻作技術にかかる協力を実施してきた。その一連の支援の流れの中で2007年~2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Centre: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケッティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF)研修局とザンジバル農業天然資源畜産水産省(Ministry of Agriculture Natural Resources Livestock and Fisheries : MANRLF)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所及びMANRLFのキジンバニ農業研修所(Kizimbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畠地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けJICAは、2012年11月から6年間の予定で「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス2)を実施している。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稻栽培技術、水管管理/農民組織、稻作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家の分野に加えて、短期専門家を派遣し、ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング/収穫後処理・農業機械の分野で支援している。実施機関である7研修所から各分野に計7名~16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ(TG)メンバー」と称される。

タンザニアでは農業セクター振興のためには農業機械化は最重要課題の一つと見なされている。いまだに62%の農家が鋤による耕起を実施している中、タンザニアにおいて簡易な農業機械の普及が望まれるとともに、耕運機やトラクターの利用が、特に灌漑地区において広がりつつあ

る。タンライス2では、これまでに農業機械担当短期専門家が2016年12月から2017年2月まで派遣され、タンザニアにおけるコンバインハーベスター、精米機、耕運機などの農業機械の活用状況と研修ニーズについての調査、農業機械TGの能力強化、新規農業機械研修実施の検討、簡易な除草機等の作業性の評価、農業機械TG全体活動計画の策定支援などを行った。

本専門家の主要な派遣目的は、策定された農業機械TG全体活動計画に基づき、14か所の灌漑地区における、世銀の開発政策・人材育成基金(PHRD)の支援により供与されたコンバインハーベスターや精米機などの適切な操作・保守管理方法に関する研修実施、および研修対象灌漑地区の主要関係者が農業機械をより安全・有効に利用するための技術や経験を共有するための農業機械利用・運営改善ワークショップの開催である。また、これらの機械が導入されていない灌漑地区及び天水稻作農家も対象とした、簡易な手押し除草機や他の農機具の試作・普及の支援も目的とする。更に、こういったOJTを通して農業機械TGの能力強化を図ることとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して農業機械専門家としてTGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017年6月下旬)

- 1) タンザニアのコメセクター、農業機械、および本プロジェクトに関する資料（特に収穫後処理や農業機械化に関する本プロジェクトや関連プロジェクトに関するもの）の収集・整理・分析を行う。
- 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(英文・和文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2017年7月上旬～10月中旬)

- 1) 関係者(MALF研修局・農業機械化局及びJICAタンザニア事務所)にワークプランを提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- 2) プロジェクト長期派遣専門家と派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、TG会議、コンバインハーベスターや精米機などの適切な操作・保守管理に関する研修、農業機械利用・運営改善ワークショップなどの準備を進める。
- 3) TGメンバーが執り行う農業機械TG会議の開催をプロジェクトとともに支援する。TG会議は第1回目を派遣期間前半に、第2回目を派遣期間後半に実施することを想定している。第1回目のTG会議では、これまでのプロジェクトにおける農業機械化にかかる活動および派遣期間の活動計画をTGメンバーとともに確認することを主な目的とする。第2回目では派遣期間の活動報告、次年度の活動計画策定支援、およびプロジェクト終了までの農業機械TG全体活動計画の修正について指導を行う。
- 4) PHRDの支援対象灌漑地区(14地区)を訪問し、TGメンバーとともに、コンバインハーベスター、精米機、耕運機などの農業機械の基本操作・保守管理研修を実施し、必要があれば、操作・保守に係る懸念事項についてのコンサルティングを研修参加者に行う。研修は、PHRDの農機を供与された農民組織及び耕運機を所有する農家・オペレーターなど各回20名程度を対象とし、各灌漑地区ごと14回の実施、期間は2日程度を想定している。
- 5) TGメンバーとともに、既に作成済みのコンバインハーベスター、精米機、耕運機の操作・保守管理マニュアルの簡素化作業を行う。上記4)の研修実施を通してOJTを受けるTGメンバーの能力強化を図るとともに、Operation and Maintenance (O&M)に不可欠な部分を抽出し、TGメンバーとともに新マニュアル作成のための準備を進める。
- 6) 農業機械利用・運営改善ワークショップをTGメンバーとKATCにて開催する。コンバインハ

一ベスターと精米機が農民組織で運営されている灌漑地区（上記の14地区）の主要関係者（各灌漑地区的リーダー、営農計画担当役員、担当県行政官、等）を対象に、先進地見学、農業機械利活用を通じた灌漑地区管理及び営農についての議論などを通して、これらの機械をより安全・有効に利用するための技術や経験を共有する。4日程度のワークショップを、7灌漑地区の各回35名程度を対象とし、2回実施する予定である。

7) 農業機械を利用しやすい圃場の形態について農家（Lekitatu灌漑地区を想定）と検討する。
8) 前回の農業機械短期専門家の派遣時に手押し除草機の作業性が再評価され、最も普及率と効率性が高い手押し除草機が選定された。当該除草機の普及活動がLower Moshi灌漑地区においてTGメンバーによって進められている。専門家は普及状況を確認し、必要に応じて除草機の改善への助言を、TGメンバーとともに当該灌漑地区の農家に行う。また、その他の灌漑地区（Lekitatu灌漑地区、Mombo灌漑地区を想定）にて、Lower Moshi灌漑地区での教訓を生かし、除草機展示などの普及活動を支援する。

9) 天水稻作技術を改善するために、簡易な播種機（Jab Planter）や碎土機などの農機具の導入を、KATC圃場を使った試験等でTGメンバーに指導する。
10) 上記2)～9)を踏まえ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者及び、JICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

（3）帰国後整理期間（2017年10月下旬～11月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン

和文2部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所）
英文4部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関）

（2）現地業務結果報告書

英文4部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関）

（3）専門家業務完了報告書

和文2部（JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ（CD、写真データ等を含む）も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本↔ドバイ/ドーハ↔ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

（1）業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2017年7月2日～10月14日を予定しています。
(数日程度の日程調整可)

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・チーフアドバイザー
- ・稲栽培技術
- ・水管理/農民組織
- ・稻作普及/モニタリング
- ・業務調整

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳傭上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業畜産水産省内およびKATC内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>

2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409)

にて配布します。

- ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト農業機械短期専門家業務完了報告書 (2016年度)

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証(Work Permit: WP)と在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)を入国前に取得するため、本業務実施契約（単独型）締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書（英文）等必要書類を提出する必要があります。

(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについてお知らせします。)

必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20170314.pdf

3) 安全管理

タンザニア国内での作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

5) 直接人件費単価は2017年度単価で積算してください。

(https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

以上